



子どものしあわせのために 福祉制度をご存じですか？

児童扶養手当

父母の離婚などによって父と生計を同じくしていない子どもや、父に一定の障害のある子どもを育てている方に支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

【平成19年4月分～平成20年3月分】

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1 人	41,720円	41,710円～9,850円
2 人	5,000円を加算	
3人以上	1人につき3,000円を加算	

※一部支給の手当額は、次の計算式に基づき決定されます。
41,710 - {(受給者の所得額 - 全部支給の所得制限額) × 0.0184162}

ひとり親家庭等医療費の助成

母子・父子家庭などの方に、病院にかかったときに支払った医療費の一部を支給します。

支給対象者は、ひとり親家庭等の18歳になる年度末までの児童とその母(父)又は養育者です。

申請を受け付けた日から支給の対象になります。
※平成17年4月診療分から自己負担金を控除した額を支給します

支給対象者のうち児童を除く者が
＜市町村民税課税者の場合＞ (自己負担金)
①医療機関等ごと 1人につき 通院 1,000円/月
②医療機関等ごと 1人につき 入院 1,200円/日
ただし、薬局分の医療費については、自己負担金は発生しません

特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障害のある子どもを育てている方に支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

【平成19年4月分～平成20年3月分】

障害の状態	月額(1人について)
1級(重度)	50,750円
2級(中度)	33,800円

現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方(支給停止の方も含む)は、8月に現況届の提出が必要です。

現況届の提出が必要な方には、後日、役場からお知らせします。

母子・寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭のお母さん及び寡婦の方の経済的自立や扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする制度です。

申請には、それぞれ必要な書類があります。
これらの福祉制度には所得制限があり、支給・お貸しできない場合があります。

問合せ／税務課 資産税担当 ☎991-1831

固定資産税等における一部課税誤りについて

平成18年度評価替えにおいて、税計算プログラムのミスにより「平成13年以前に建築されたプレハブ軽量鉄骨造家屋」235棟について誤った課税計算を行い、215人(うち法人4社)に対し、平成18年度で33万2,700円、平成19年度で33万2,600円を多く課税していたことがわかりました。これに伴い、固定資産税額を算定要素とする平成18年度国民健康保険税についても、一部の方について、税額が変更(減額)となります。

該当者の方には、順次ご通知させていただくとともに、還付手続等を実施しております。該当者の方をはじめ、住民の皆様には多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。今後はチェック方法を強化し、再発防止に取り組んでまいります。

ご不明な点等がございましたら、担当までお問い合わせください。